

番号：160268

国名：カンボジア

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名：民法・民事訴訟法普及プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2016年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.6M/M、合計 1.2M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)

をご覧ください。なお JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年5月31日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 9点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	ガバナンス分野における各種評価調査
対象国/類似地域	カンボジア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カンボジアにおいては、20年にわたる内戦により、1991年の内戦終結時には既存の司法制度が壊滅状態にあり、法曹人材も一桁程度しか生存していないと言われる状況であった。このような中、カンボジア政府は、「法の支配」の確立のための法整備・法司法改革を国家の重要課題の一つとして位置づけてきた。

JICAは、かかる状況下、1999年から現在まで12年に亘り、民法及び民事訴訟法の起草を法制度整備プロジェクトフェーズ1（1999年～2003年）にて、また両法の立法化と付随法令の起草をフェーズ2（2004年～2008年）にて、更に両法案がカンボジア国内において適切に運用されるために必要となる関連法令の起草及び普及活動をフェーズ3（2008年～2012年）にて、一貫して支援してきた。

また、司法省を通じた支援に加え、弁護士会及び弁護士養成校並びに王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors、「以下RSJP」）に対して、法曹人材の育成支援を進めてきた。2013年末時点の同国の法曹人口は1,100名（裁判官266名、検察官146名、弁護士861名（うち女性152名））にのぼる。

JICAが起草を支援した民法は、2007年の成立後、関連法令の整備を経て、2011年12月に適用開始となった。このように整備された法律の適切な運用を確保するためには、特に運用の中心的役割を担う裁判官、弁護士、司法省職員等が民法・民事訴訟法の理解をさらに深めることが必要であった。

この認識の下、2012年4月から5年間の協力期間にて、司法省（MOJ）、王立司法院（RAJP）、カンボジア弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）の中核人材が民法・民事訴訟法を始めとする民事法を体系的に理解し、その適切な解釈と自立的な運用できる能力を強化することを目指して、民法・民事訴訟法普及プロジェクトを実施している。現在、直営の長期専門家4名（チーフ・アドバイザー、人材養成（民事法理論）、人材養成（民事法実務）、業務調整）を派遣中である。

2014年8月に実施した中間レビューにおいては、プロジェクトの枠組みに関するカンボジア4機関（司法省、王立司法院、弁護士会、王立法経大学）間の合意文書締結が遅れたことにより、プロジェクト活動の実質的な開始が数か月遅れたものの、その後は、プロジェクトは概ね計画どおり着実に実施されていることが確認された。また、残りプロジェクト期間の活動においては、普及マテリアル等の成果品の取りまとめや中核人材であるワーキンググループメンバーが講師を務める普及セミナー実施をより一層促進していくことなどの提言が確認された。

今回実施する終了時評価調査は、2017年3月のプロジェクト終了を控え、C/P機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価し、今後の方向性について確認して、合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備（2016年7月上旬～7月中旬）

- ① 既存の文献・報告書等（プロジェクト活動報告書、専門家業務完了報告書、現地セミナー報告書、中間レビュー報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料、国内支援委員会合議事録（民法作業部会、民事訴訟法作業部会）等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを

整理・分析し、普及活動の範囲を一覧表にする。

- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他カンボジア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣(2016年7月下旬～8月中旬)

- ① JICA カンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ カンボジア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びカンボジア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びカンボジア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA カンボジア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2016年8月下旬～9月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月24日（日）～2016年8月10日（水）を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。（先行調査にはJICA職員および国際協力専門員等が同行する可能性もあります。）

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／法整備支援（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 法・司法制度（法務省）
- エ) 評価分析（コンサルタント）
- オ) クメール語通訳

③ 便宜供与内容

当機構カンボジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
日本語⇄カンボジア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- (<http://libopac.jica.go.jp/>)
- ・「カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」（2012年3月）（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12068417.pdf>）
- ・「カンボジア法制度整備プロジェクトフェーズ3 及び 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2） 終了時価調査報告書」（2012年2月）（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12066437.pdf>）
- ・「カンボジア法制度整備プロジェクトフェーズ3 及び 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2） 中間レビュー調査報告書」（2010年7月）（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12019303.pdf>）
- ・「カンボジア法制度整備プロジェクトフェーズ3、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2） 事前評価調査報告書」（2009年3月）（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11961943.pdf>）

② 本業務に関する「カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト 中間レビュー調査報告書」（2014年7月）や、成果品等の資料が、当機構法整備支援ポータルサイトで公開されています。同サイトへは以下のURL上のリンクからアクセス可能です。

(<http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上